

令和3年第6回羽咋市農業委員会会議録

- 1 日 時 委員会 令和3年6月25日（金）
開 会 午後1時20分 閉 会 午後1時41分
- 2 場 所 羽咋市役所203会議室
- 3 出席委員（10人）
①岩城 一成 ③糺田 幸雄 ④徳和 己嗣 ⑤松生 朋広
⑥澤田 稔 ⑦山本 泰夫 ⑧高田外喜子 ⑩四飯弥志宣
⑪川井 良平 ⑫村 桂司
- 4 欠席委員（2人）
②屋後 浩幸 ⑨山上 克秀
- 5 農地利用最適化推進委員の出席委員（1人）
⑳芝田 俊幸
- 6 農地利用最適化推進委員の欠席委員（11人）
⑬榊谷 武史 ⑭岡田 信夫 ⑮村田 清二 ⑯岡田 耕一
⑰森田 三男 ⑱悦永 秀雄 ㉑南 邦夫 ㉒三宅 一徳
㉓稲農 幹夫 ㉔瀬戸 明 ㉕長濱 義雄
- 7 事務局員 清水事務局長、後石原次長、瀧辺主事、神崎会計年度任用職員
- 8 付議案件
 - (1) 農地法第3条の規定による許可の決定について
 - (2) 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (3) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (4) 農用地利用集積計画について
 - (5) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 9 議事録署名委員 3番 糺田委員 4番 徳和委員
- 10 会議の結果
議案4件及び報告1件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。
- 11 会議の概要
事務局長 それでは、まだご案内の時間より早いんですけれども、本日本お集まり予定の方全員おそろいですので、ただいまから第6回羽咋市農業委員会総会を始めさせていただきます。
それでは、委員さんの欠席届についてご報告いたします。2番屋後委員、9番山上委員から欠席される旨の報告を受けております。
ただいまの出席委員は10名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき過半数に及ぶ出席でありますので、本日の委員会が成立していることをご報告いたします。
それで、ここでは村会長からご挨拶をいただきたいところですが、コロナ禍の関係もございまして、割愛とさせていただきます。
それでは、コロナウイルス感染防止対策として、総会をできるだけ短時間で終わりたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議件についてご案内いたします。議案が4件、報告が1件となっております。

なお、この会議は会長が議長となりますので、以下の進行をお願いいたします。

議長 では、ただいまから会議を開きます。

本日の議事録署名員に、3番 糀田委員、4番 徳和委員を指名します。よろしくお願ひします。

では、ただいまから審議に入ります。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」を議題とします。

なお、先月に引き続き少数の開催のため、担当委員の意見あるいは推進委員の意見については事務局より説明をお願いしたいと思ひます。

では、事務局、お願ひします。

事務局 皆様、お疲れさまでございます。

それでは、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」説明いたします。

議案書2ページのほうを御覧ください。

まず、整理番号1番、申請地は〇町の畑1筆で面積128㎡です。

位置図につきましては3ページのほうに記載されておりますので、御覧になってください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりとなっております。

譲受人の申請事由につきましては、経営規模の拡大で、売買による所有権の移転です。

譲受人の経営面積は52アールで、当該地区の下限面積の要件30アールを満たしております。

続いて、整理番号2番の説明に入ります。

申請地につきましては、〇〇〇町の田1筆で、面積2,046㎡です。

位置図につきましては、4ページのほうを御覧ください。

譲渡人及び譲受人につきましては、議案書に記載のとおりとなっております。

譲受人の申請事由につきましては、経営規模の拡大で、売買による所有権移転です。

譲受人の経営面積は667アールで、当該地区の下限面積の要件30アールを満たしております。

以上、議案第1号について説明を終わります。

議長 では、担当委員さんのご意見を伺ひます。

整理番号1番、〇〇委員さん。

担当委員 6月16日に現地確認をしまひりました。周辺は田畑がまとまっております。休耕のない状況でございます。

この当該地におきましても耕作されておりまして、境界等が明確に確認できております。そういったことから、譲渡人の経営面積要件も充足して

おりますので、所有権の移動につきましては支障ないと判断しております。

議長 ありがとうございます。

整理番号2番について、事務局よりお願いします。

事務局 担当委員の〇〇さんより報告いただいております。

現在も譲受人の方が耕作されており、特に問題はないということで報告をいただいております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

担当委員さんは異議なしということですが、ほかに委員の皆さん、ご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 では、異議なしと認め、原案どおり許可してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、「議案第1号」は原案どおり許可することに決定いたします。

次に、「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」でございます。

議案書5ページを御覧ください。

申請地は〇〇町の畑3筆で、面積の合計は890.17㎡です。

申請人は議案書に記載のとおりとなっております。

位置図につきましては、議案書6ページのほうを御覧ください。

転用目的につきましては、共同住宅と駐車場用地の造成をするための申請です。

申請地は、農振地域内で用途指定のない都市計画区域にあり、JR〇〇〇駅から300m以内に位置することから、規則第43条第2号に該当する第3種農地と判断いたします。

現地の写真につきましては、添付資料の3ページのほうを御覧ください。そちらのほうに写真が載っております。

なお、生産組合の同意を得ていることを報告いたします。

議案第2号につきましては以上でございます。

議長 担当委員さんのご意見を伺います。

事務局、お願いします。

担当委員 担当委員の〇〇さんより報告をいただいております。

現地は、雑草地になっている部分とビニールハウスが建っている部分がありますが、所有者に聞き取りしハウスは潰して宅地に造成するということを確認しているほか、転用しても特に問題はないというふうにお話をいただいております。

以上です。

議長 ありがとうございます。
ただいま議案第2号について事務局より説明がございました。
ほかに委員さんからご意見を伺います。何かございませんか。
よろしいでしょうか。

全委員 なし。

議長 「議案第2号」は、原案どおり上申してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第2号」は原案どおり上申することに決定いたします。
次に、「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」でございます。
議案書の7ページのほうを御覧ください。
整理番号1番から説明いたします。
申請地は、〇〇〇の畑1筆で、面積53㎡です。
譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりとなっております。
位置図のほうは8ページを御覧ください。
転用目的につきましては、譲受人の駐車場用地とするための申請です。
申請地につきましては、農振地域内にあり、農地の広がり10ha以上であることから、令第12条第1号に該当する第1種農地となっております。
また、畑に隣接する宅地と空き家を同時に購入する計画です。
現在、車を駐車するスペースがないことから、宅地の一部と畑を利用し駐車場を造る計画となっております。
今回、農地に隣接する土地と一体として同一事業を行うものであり、隣接する宅地の合計面積が256.69㎡ですので、申請地が事業総面積の3分の1を超えていないことから、転用許可もやむを得ないと判断いたします。
現地の写真につきましては、資料4ページのほうに記載されておりますので、御覧になってください。
生産組合の同意も得ております。
続いて、整理番号2番の説明に入ります。
申請地は、〇〇町の畑1筆で、面積291㎡です。
貸人及び借人は議案書に記載のとおりとなっております。
位置図につきましては、9ページのほうに記載されておりますので御覧になってください。
貸人と借人は親子であり、転用目的につきましては、借人の自己住宅用地とするための申請です。
申請地は、農振地域外で第1種住宅の用途に指定される都市計画区域内にあり、規則第44条第3号に該当する第3種農地と判断いたします。
こちらのほう、別添の資料の5ページのほうを御覧ください。

申し訳ありませんが、一部資料の訂正をお願いいたします。

上の写真なんですけれども、申請地の位置が若干ずれています。現在の赤い四角のところから2cmほど右斜めに移動したところが申請地ですので、位置の修正をお願いいたします。申し訳ありません。

事務局 下の図の位置図は合っていますので、下のほうを参考にいただければと思います。お願いします。

事務局 また、生産組合の同意も得ておりますので、報告いたします。

以上で、第3号議案について説明を終わりたいと思います。

議長 では、担当委員さん、事務局よりお願いします。

事務局 整理番号1番については、〇〇委員より報告をいただいております。

現地の確認に伺った際に、この譲渡人、譲受人の方お二人がちょうどいらっしゃったそうで、意向確認もできたとのことでした。

譲受人の方は、この空き家をリフォームして購入後住まわれる予定ということで、駐車場に関しても周囲に特に影響はないということで回答をいただいております。

整理番号2番については、〇〇委員より報告をいただいております。

譲渡人に確認し事実確認をしたほか、現地はもともと広い畑でして、そこを分筆して一部に住宅を建てるんですけれども、周囲に擁壁等をして土砂流出等に対応していただくということで、特に影響はないということで報告をいただいております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

「議案第3号」について、何か委員の皆様、ご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、原案どおり上申してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第3号」は原案どおり上申することに決定いたします。

次に、「議案第4号 農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、「議案4号 農用地利用集積計画について」でございます。

議案書の10ページから御覧になっていただきたいと思っております。

利用権設定の概要につきましては、議案書12ページを御覧ください。

今回、田2筆の設定があり、合計面積は2,163㎡となっております。

権利設定期間別に見ますと、5年の田が2筆となっております。

申請件数は貸し手農家が1件、借り手農家が1件となっております。

各筆明細の一覧につきましては、議案書13ページに記載されておりますので、御覧になってください。

2筆とも再設定となっております。

全ての案件が、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の規定要件を満たしております。

- 以上で「議案第4号」の説明を終わります。
- 議長 ありがとうございます。
- ただいま「議案第4号」について、事務局より説明がありました。委員の皆様、何かございませんか。
- 全委員 なし。
- 議長 よろしいでしょうか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 では、「議案第4号」は原案どおり承認することに決定いたします。次に、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。
- 事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。
- 議案書14ページを御覧ください。
- 解約される農地につきましては1筆で、対象地、貸付人、借受人及び解約の概要につきましては議案書に記載のとおりとなっております。
- なお、農地につきましては、議案第1号、整理番号2番で先ほど説明いたしました、農地を売買することからこれまでの権利設定を解約するものとなっております。
- 以上で「報告第1号」につきまして説明を終わります。
- 議長 では、ただいま「報告第1号」について事務局より説明がありました。報告について、何かご意見ございませんか。
- 全委員 なし。
- 議長 なければ、報告どおり承認してもよろしいでしょうか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 では、「報告第1号」は報告のとおり承認することに決定いたします。以上で本日の全議案の審議が終了しました。
- ここで一旦終了しまして、その他の案件に入りたいと思います。

終 了

議事録署名人 会 長

署名人

署名人